

10月は臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間です

◆問い合わせ先
福祉保健課 保健担当
☎ 0748-5216574

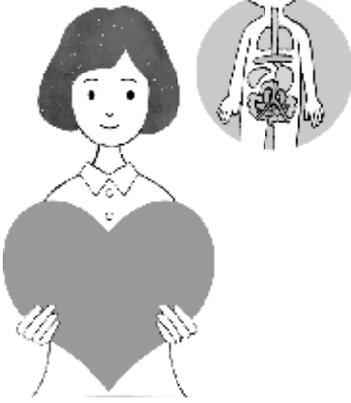
毎年10月を「臓器移植普及推進月間」「骨髄バンク推進月間」として、臓器移植の一層の定着・推進を図るため、臓器移植・骨髄バンク事業に対する理解と協力の普及啓発を行っています。

○臓器移植とは？

臓器移植とは、病気や事故によって臓器が機能しなくなり、移植でしか治療できない方に、他者の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。善意による臓器の提供と広く社会の理解と支援がなければ成り立たない医療です。

役場福祉保健課窓口には、臓器移植意思表示カードを設置しています。これは、脳死状態になったときに他者に臓器を提供するかどうかの意思表示を行うカードです。運転免許証や健康保険証でも意思表示を行います。

臓器移植・臓器提供についての詳細は、日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。
(左の2次元コードを読み取ってください)



日本臓器移植
ネットワーク
ホームページ

○骨髄バンクとは？

骨髄バンクとは、白血病をはじめとする血液疾患のため、「骨髄移植」等が必要な患者さんと、骨髄を提供するドナーをつなぐ公的事業です。

血縁関係のない方からドナーが見つかる確率は、数百人から数万人に一人とされており、移植を希望するすべての患者さんが骨髄移植のチャンスを得るためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。

ドナー登録の方法や骨髄提供の流れ等の詳細は日本骨髄バンクのホームページをご覧ください。(左の2次元コードを読み取ってください)



日本骨髄バンク
ホームページ

○日野町骨髄等移植ドナー 支援事業助成金について

町では、骨髄等を提供された方(ドナー)やドナーを雇用する事業所に対し助成金の交付を行っています。申請方法や必要書類については、福祉保健課保健担当まで問い合わせください。

・助成対象者

①日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にて骨髄または末梢血幹細胞を提供した方(ドナー)

②①に該当する方を雇用する事業所

・助成金額

①ドナーの方

骨髄等を提供するための通院、入院または医師等との面談に要した日数1日につき2万円(最大14万円)

②事業所

ドナーが骨髄等を提供するための通院等の日数のうち休暇を付与した日数1日につき1万円(最大7万円)

令和4年度
より開始

がん患者の アピアランスケア支援事業助成金のお知らせ

町では、がん患者の皆さんの社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるように、ウィッグ(かつら)や帽子、乳房補整具の購入費用の一部助成を行います。

助成を受けることができる方

- ① ①～③全てに該当する方
- ① 申請日までに引き続き1年以上日野町に住居がある方
- ② がん治療に起因する脱毛または乳房の切除に伴い助成対象用具を購入した方
- ③ 町税等に未納がない方

助成対象用具

- ① 医療用ウィッグ等
がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用するもの(装着時に皮膚を保護するネットを含む)または帽子のいずれか
- ② 乳房補整具
※手作りの材料費は対象外です。
補正下着および下着とともに使用するパッドまたは人工乳房(乳房再建術等)によって体内に埋め込まれたものを除く)のいずれか

申請期限

令和4年4月1日以降の購入日で、購入した翌日より1年以内

助成金額

助成対象用具の購入額(ただし上限1万円)

(購入額が1万円に満たない場合は、実際に購入した金額。千円未満は切り捨て)申請は助成対象者1人につき、助成対象用具①、②それぞれ1回です。
*他から助成を受けている場合は、購入額からその額を除いた額を、助成対象用具の購入額とします。
*ただし、乳房補整具は左右それぞれ1回ずつ助成対象となります。

申請方法

申請書に必要な事項を記入し、必要な書類を添えて、申請してください。
〈申請に必要な書類〉

- ・ 日野町がん患者アピアランス支援事業助成金交付申請兼請求書
- ・ ウィッグ等を購入したことが分かる領収書等のコピー
- ・ 治療を証明する書類のコピー(お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等のいずれか)
- ※抗がん剤名称が記載されている等、がん治療を受けていることが確認できるもの。
- ・ 他から補助を受けている場合は、補助を受けたことが分かる書類

◆お問い合わせ先福祉保健課 保健担当

☎0748-5216574

みんなで支えあう

国民健康保険

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が

申請により軽減算定されます

雇用情勢が厳しいことを踏まえた離職者支援の一環として、国民健康保険税の軽減措置を実施しています(この軽減措置を受けるには申請が必要です)。

対象者

- ① 雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方)

申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証をご持参ください。
雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所(ハローワーク)で再交付を受けた後に住民課または税務課まで申請をお願いします。

② 特定理由で離職者

(雇用期間満了などにより離職した方)
雇用保険受給資格者証の離職理由欄に **23** **33** **34** の記載がある方

◇国民健康保険税 減免制度

※令和4年度については、令和3年3月31日以降に離職された方
◆国民健康保険税 減免制度
新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少、災害などの特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

軽減措置の内容

次の2点について、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与

◆お問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-5216584
税務課 住民税担当 ☎0748-5216570